## 令和元年度芦屋市環境マネジメントシステム実施結果報告書

#### 1 EMSの目標及び達成状況

- (1) EMSの目標
  - ①温室効果ガス総排出量:令和2年度までに基準年度比5%以上削減
  - ②エネルギー使用量:令和2年度までに基準年度比5%以上削減 ※基準年度:平成26年度
- (2) 達成状況 (エネルギー使用量の速報値)

※①の温室効果ガス総排出量については、年間使用量×排出係数で求めます。当年度の排出係数は、次年度の6月頃に発表されるため、現時点で算出できません。令和2年度の年間実績報告の際に報告いたします。

令和元年度4月~12月のエネルギー使用量は基準年度比5.0%減(平成30年度は,4.0%減)となっています。

- ※第1四半期(4月~6月)は基準年度比5.2%減
- ※第2四半期(7月~9月)は基準年度比5.0%減
- ※第3四半期(10月~12月)は基準年度比5.0%減

本庁舎等のエネルギー使用量は、基準年度以降に東館及び分庁舎が新設されたことにより増加していますが、東館の供用が本格化した平成28年度を基準に比較すると、令和元年度4月~12月のエネルギー使用量は1.7%減となっています。また、学校園や病院において増加しているのは、夏の猛暑による空調機器の稼働が主な原因と考えられます。一方で、公益灯のLED化により、定額電灯のエネルギーの使用量が大幅に減少しております。さらに、下水処理場においても、設備(送風機やポンプ等)の運転方法の見直し等でエネルギーの使用量が減少しております。

### 表 芦屋市全体の令和元年度エネルギー使用量一覧(4月~12月)

| エネルギー使用量<br>(MJ) | 今年度累計       | 基準年度比  | 基準年度<br>(H26) |
|------------------|-------------|--------|---------------|
| 本庁舎等             | 14,756,838  | 17.1%  | 12,598,436    |
| 学校•園             | 30,677,475  | 8.4%   | 28,298,208    |
| 病院               | 30,562,724  | 2.1%   | 29,923,294    |
| 環境処理センター         | 46,760,436  | -0.9%  | 47,188,238    |
| 下水処理場            | 44,996,898  | -15.6% | 53,319,241    |
| その他の施設等          | 63,953,015  | -0.2%  | 64,090,414    |
| 定額電灯             | 32,752,603  | -23.6% | 42,857,448    |
| 全施設合計            | 264,459,989 | -5.0%  | 278,275,280   |

# 2 EMSの監査結果について 別紙2の監査結果報告書のとおり

## 3 環境関連法規制,環境関連情報及び社会的動向の変化

### (1) 国連で「気候行動サミット」の開催

令和元年9月23日に、国連で「気候行動サミット」が開催されました。今回のサミットでは若者を中心とした気候ストライキが大きな話題となりました。その火付け役となったスウェーデンのグレタ・トゥンベリさんが各国の首脳を前にしたスピーチも大きな話題を呼びました。

### (2)「COP25」の開催

令和元年12月2日~15日にスペインのマドリードで開催されました。小泉環境大臣は,国連サミットで批判を受けた日本の石炭政策について,既に日本が実施している脱炭素化の取り組みについて,再度発信するとともに,今後も引き続き脱炭素化を実現していくことを強調しました。その中で,自治体については,2050年までに「ネットゼロ」を宣言した自治体数を4から28に増やし,人口では4500万人に到達させるという具体的な数値目標があげられました。

※「ネットゼロ」とはエネルギー消費量を正味(ネット)ゼロにするという意味です。

#### (3)環境配慮契約法における基本方針の変更

平成31年2月に、建築物の維持管理における環境配慮が必要とされ、基本方針が変更されました。建築関連から排出される二酸化炭素は、全体の40%程度を占めているとの推計もあり、そのうち建築物の運用段階における排出は3分の2程度とされています。環境に配慮した電力調達は、引き続き「芦屋市電力の調達に係る環境配慮指針」を基に適切に実施し、建築物の新築又は大規模改修に係る設計業務においても、温室効果ガス排出削減対策の推進が必要となります。

#### (4)「パリ協定」の批准

平成28年11月に、政府は地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」を批准し、「令和12年度までに温室効果ガスを平成25年度比で26%削減する」、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑え、1.5度未満に近づける」との目標達成へ努力する義務を負っており、地球温暖化対策に向けた更なる取組みが必要となります。

本市では、平成26年度比で令和12年度までに40%の削減が課せられております。

#### 4 EMSの改善のための提案

EMSの実施状況及びEMS内部監査結果等により、次のとおりEMS改善の提案をします。

- (1) 各公共施設での空調管理及びエネルギー使用量把握を徹底すること。(継続)
- (2) 平成29年度に実施した省エネ診断結果を活用し、さらなる節電や省エネ、温室効果ガス排出量の削減に努めること。(継続)
- (3)公共施設の電力調達推進の推進については、「芦屋市電力の調達に係る環境配慮指針」 に基づく電力調達を実施するため、関係各課と調整を行い、計画的に電力調達を実施す ること。(継続)